

交渉録

(大阪市職員労働組合浪速区役所支部との勤務時間の変更に関する交渉)

日時 令和4年7月25日(月曜日) 17時から17時30分

場所 浪速区役所6階 601会議室

出席者

所属： 総務課長ほか

組合： 大阪市職員労働組合本部副執行委員長ほか

(所属)

勤務時間の割振り変更について、提案させていただく。

職員の勤務時間等に関する規則第3条及び大阪市職員就業規則第3条に定める勤務時間の割振りの変更については、令和元年度に大阪市職員労働組合浪速区役所支部と交渉を行ったうえで、現在運用を行っている。

所属として、今回新たに勤務時間の割振りの変更を別紙提案書のとおり行ってまいりたい。

※別紙「勤務時間の割振り変更について(案)」 手交

では、提案内容について説明させていただく。

1点目は、浪速区中学生の学力向上支援事業履行状況確認業務についてである。

学習習慣の定着と基礎学力の向上を目的として、区内中学生を対象に、放課後等に民間事業者による少人数で個別指導を行う学習会を区内3中学校で開催している。

夜間に学校で開催されている学習会の定期的な履行状況の確認が必要であり、最大学期ごとに3回の業務が発生し、業務時間は午後6時30分から午後8時30分までで、現在超過勤務で対応している。

2点目は、個別避難計画策定にかかる各地域での説明会及びワークショップについてである。

災害対策基本法により、災害時に一人では安全に行動できない高齢者や障がい者などについて、避難場所や支援者を予め確認するための『個別避難計画』を対象者一人ひとり作成することが自治体の努力義務とされ、概ね令和7年度までに取り組むこととされている。

当区においては、作成対象者が区内で約1,000名(令和4年4月時点)おり、区役所防災担当が中心となり、保健福祉課や生活支援課などの関係課と、地域の自主防災組織や関係機関等が連携協力しながら、地域にて説明会や作成に向けた作業(ワークショップ)を行うことになる。

会議の時間は、地域での会議となるため午後7時から午後9時までの2時間を想定している。

3点目は、避難所開設訓練に伴う事前ワークショップについてである。

区内全10地域で、災害時の避難所開設訓練を行うにあたり、事前に各地域で役割分担の確認や図上訓練など、訓練当日に向けた準備を行うワークショップを各地域2回ずつ開催する。

会議の時間は、地域での会議となるため午後7時から午後9時までの2時間を想定している。

4点目は、現在運用している市民協働課教育・学習支援グループ所管業務の「勤務時間の割振り変更」について、現在の会議時間との差異についての時間の一部修正である。

令和3年度に勤務時間の割振り変更実施後の検証を行い、各業務の実態に応じた勤務時間の割振りになるよう導入当初からの会議時間にずれが生じてきている会議の勤務時間の修正を行いたい。

①「学校協議会」については、各学校の会議時間に合わせて今回現行の「11:30～20:00」に「10:30～19:00」を追加するものである。②「浪速区PTA協議会との意見交換会」③「浪速区子ども連合協議会との意見交換会」については、現在の会議開催時間に合わせた時間の修正である。

なお、勤務時間の割振り変更の実施にあたっては、管理監督者が担当内業務の体制確保を総合的に勘案したうえで、引き続き1週間以上前に当該職員へ勤務時間の変更を命令してまいりたい。

実施時期については協議等が整いしだい関係職場と調整した上で、学校協議会が学期毎に開催されていることから2学期からの運用を想定し、職場での事前調整期間を考慮した8月1日から実施してまいりたいと考えているのでよろしく願います。

(組合)

ただいま、当区組合員における勤務時間の割振り変更について提案がされた。現行の勤務時間の割振り変更については、当初の運用開始前、2019年10月28日に所属に対し申し入れを行い、以下の数点に渡り指摘を行った。

- ①市民サービスを低下させることなく、また現場業務に支障をきたすことのない体制整備・配置を行うことが必要であるが、全時間帯における無理のない人数配置を行い、持続可能な体制を確保すること。その際は、繁忙時間帯やセキュリティ問題、職員の休暇取得等について十分な配慮を行うこと。
- ②勤務時間の割振り変更により、いわゆるサービス残業が発生することのないように責任をもって対応すること。
- ③確実に休憩時間を確保できるよう、状況に応じて柔軟に対応すること。また、区役所の執務時間外に休憩時間が設定されているが、休憩とは、居場所など、一切の拘束を受けることのないものであり、庁舎管理上の理由などで、職場内での休憩を強要することは許されないもので、申し添えておく。
- ④全時間帯において、所属として責任体制を確保すること。
- ⑤職場全体の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、子育て層のみならず、組合員が仕事や家庭生活、地域生活等のバランスを自らの希望で展開できるよう、十分

な配慮を行うこと。

- ⑥勤務時間の割り振り変更実施後は、適時、また一定期間経過後に検証等を行い、問題点があれば速やかに解消・改善をはかること。その際には、時機を逸さず我々と協議等を行うなど、誠意ある対応をはかること。
- ⑦実施にあたっては、当該職員に対し責任をもって速やかに周知を行うとともに、その導入準備にかかる時間を十分に確保すること。
- ⑧今回提案にかかる内容については、当該業務担当のみにかかる事項とすること。

上記について、所属の認識を質し、所属の責任ある対応を要請し運用を開始した経過がある。今回の運用変更、追加に当たっては、上記指摘に対する所属の責任ある対応を引き続き求めるとともに、改めて以下のとおり指摘を行い、所属の考え方を求めたい。

今回勤務時間の割り振り変更を新たに追加する業務について、夜間に実施せざるを得ず、既に超過勤務での対応を行っている。このため、総労働時間の削減にかかる取り組みとしては一定理解ができる内容ではあるものの、勤務時間の割り振り変更が単に超過勤務の削減を目的とするものではあってはならないことは言うまでもなく、組合員の健康確保を目的とするものであるということについて十分認識されたい。また、現状運用を行っている業務担当は当然のことながら、新たに勤務時間割り振り変更を行う業務担当に対して、十分細やかな周知、説明と準備時間を確保するよう求める。

(所属)

ただ今ご指摘いただいた点等について回答を申し上げる。勤務時間の割り振り変更は、単に超過勤務の削減を目的とせず、職員の健康保持・増進やワーク・ライフ・バランスの推進などの観点から取り組みを進めてまいりたい。また、今回新たに勤務時間割り振り変更を行う業務担当には、実施時期について確定次第、速やかに周知を行うとともに、実施に向けた準備期間も確保できるように十分に配慮してまいりたい。

(組合)

ただ今、我々の指摘に対する回答が行われたところである。基本的には了解することとするが、回答内容の履行を含め、所属として責任ある対応を行うよう要請する。今後も勤務時間の設定及び変更に関する事項等は交渉事項であることから、引き続き時機を逸せず、必要な交渉や協議の場を設定するなど誠意ある対応を求め、本日の団体交渉を終えることとする。